

平成28年11月4日

浜田市議会議長 西田清久様

議員名 澁谷 幹 雄



調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 平成28年10月31日(月)～11月2日(水)

2. 視察先と内容

全国市町村国際文化研修所(JIAM)

(滋賀県・大津市)

H28年度 市町村議会議員研修「3日間コース」

『地方分権の動向と自治体の行政改革』

講師 倉田薫(池田市長)

松藤保孝(関西学院大学経営戦略科教授)ほか

3. 調査経費 30,802 円

4. 調査研究活動の概要

別紙



地方分権の動向と自治体の行政改革

H28年10月31日～11月2日

渋谷 幹雄

① 地方行政をめぐる動向

- 住民訴訟制度の課題—軽過失における損害賠償責任の長や職員個人への追及の在り方の見直し、内部統制体制と監査委員監査の強化、損害賠償権の放棄の禁止
- 地方議会→長に対し政策決定過程における関係資料の提出の義務化、議員間の討議、住民の意見をいかに集められるか、専門性と先見性、住民からの信頼
- 行革—オープン化とアウトソーシング、複数団体でのクラウド化、公営企業・三セクの経営健全化、財政マネジメントの強化、PPP・PFIの拡大、取組状況の見える化、毎年度のフォローアップ
- 地方分権→地方創生—人口減少歯止め・地域経済活性化・東京一極集中是正

② 池田市発の地方分権制度

- 池田市—人口10万人、面積22平方キロ、予算規模343億円、職員1,155人
- 自分たちのまちは自分たちでつくろう！→「地域コミュニティ推進協議会」
- 個人住民税の1%は、予算の使い道を市民にゆだねる制度
- 市内小学校区11単位、すべてボランティア、年間各800万円、10年間キャリアオーバー、職員もボランティア（自主応募60人）、部長担当制
- 外灯、防犯カメラ、配食サービス、パトロール、花いっぱい運動、コミュニティ紙、
- リーダー育成講座、フォーラム、職員は情報提供・調整・部局への伝達

③ 地方分権改革の動向

- 少子高齢化で課題の増大→行政丸抱えの限界→住民のアイデア→個性あるまちへ
- 地域の実情課題に応じた改革→国の規制や制度の見直し→知恵の勝負による分権
- 地方分権改革→アイデアで、地域がこんなによくなったヨ！⇔中央集権
- 無駄な手続き・コストの効率化→サービスの向上と住民参画型行政へ
- 地方分権改革における国の役割の限界—自治体格差の存在
- 分権は、インセンティブとペナルティがない→後回しに、自治体間の温度差
- 大阪市—待機児童解消のため面積基準緩和、長崎市—坂道多いので道路法改正

④ 地方分権に向けての課題

- 災害のたびに自治体の失敗が表面化→「想定外」という便利な言葉
- 非常事態に対応できない行政、立ち尽くす住民
- 議会・長・行政のレベルを上げる
- 「住民自治」を確立させる→協働によるまちづくり
- 公共事業依存体質からの脱却、長期的展望による地域課題へのチャレンジ
- 東日本大震災で、中央集権体制に逆戻り
- 基礎自治体が自立していない→政策開発能力の不足
- 地域の「持続可能性」をめざす意思の確立
- 他の自治体との連携→遠隔地連携
- 自律的な自治体経営→行政のあり方をチェックすべき
- 議会としての意思表示の明確化→行政と対峙、プレッシャーをかける
- 自治法 96 条 2 項のフル活用—地域課題に対して議会の俊敏性が必要
- ハコモノに慎重であるべき→インフラの老朽化（減価償却費・修繕引当金なし）

⑤ 地方分権時代の地方議員のあり方

- 議員は、企業で言えば、取締役、職員は部下、うまく働かせる責任がある
- 議員は、住民の未来の幸福に対し、大きな責任を持つ
- 職員は、国の政策の事務処理人になっている→住民のために何でもやるべき→住民がより幸福になることをめざして行動すべきプロデューサー
- 行政の課題—成果が出ないこと、効率ではない
- 既存の制度が住民のためになっているか？
- 全国画一の政策・制度は、住民のチャンスを奪う
- グローバル化とは、低賃金競争・機械との競争・個性的な価値の創造との競争
- 政策とは、未来を変えること
- 知るべきことは、事実と変化→外に出て、住民の話を聞く
- 未来を予測し予想する→結果として住民のいっそうの幸福の実現
- 全員が納得するビジョンはない→住民の幸福のためにやるべきことを考える
- 無知によるネガティブチェックに注意！→わかりもしないのに反対する風土

意見交換の様子。
全国から参加した議員は64人。



所見

「地方分権の動向と自治体の行政改革」が、テーマだったが、ほとんどの講義が「地方分権の動向」に向けられていて、自治体の行政改革について、真正面から講義をしてくれる講師がおらず、全体としては物足りなかった。

少子高齢化の中で、行政需要は増大し、住民福祉の増進を図ろうと、一般質問でいろいろ提案してみても、その提案にはソフト事業であっても、少なからずの費用がかかり、平成33年から赤字に転落する浜田市においては、どうしても、行財政改革と連動して資金を捻出しながら政策を実行せざるを得ない筈なのであるが、どうも執行部にその自覚が不足しているようで、現状は、浜田市では「行革」は停滞したままだと言わざるを得ず、提案をしても「馬耳東風」の虚しさに陥る状態だ。

公共施設の再配置で管理面積が縮小するどころか、市の管理地は増えるばかりだから、「行革」は停滞しているというか、後退していると言った方が、正しいだろう。頼みの綱だった「ふるさと寄付」も迷走状態で、希望が無くなりかけているわけだ。講義で人口減少の中での体系的な「行革」のツボ、示唆でもあればと期待したが、現状の国と地方の行政の矛盾点の指摘が多かった。

全国的に「住民訴訟」が増えて、首長や職員に対し多額の損害賠償が司法で確定した事例が増加、最高は55億円だが、さすがに個人で支払える限度を超えており、議会が「債権の放棄」をしてウヤムヤにしているのだが、「可決した議会の責任はどうか？」と講師に訊いてみた。「議会や議員に対しては、道義的な責任が発生するのみで、現在の法律では議員一人一人に損害賠償が発生することにはなっていない」との回答だった。「二元代表制、というからには、可決した議会の責任もあるのではないか？」とさらに訊いたが、「あくまで道義的責任のみ」ということだった。

であるなら、利用者の少ない上に、毎年8000万円の維持費を使いながら聳え立つ、白亜の殿堂、浜田市のあの巨大な世界こども美術館は、可決した浜田市議会の道義的責任において、市議会が解決しなければならない事案ということになるのだろうか、と帰りのバスの中で考え続けたところである。